

専門部の業務分担規定

【1】総 則

この規定は、会則第 14 条により設ける専門部の業務分担について定める。

【2】所管事項

1. 各部の所管事項は次の通りとする。

(1) 総務部

- ①会の庶務及び文書に関すること。
- ②諸会議の準備と連絡等に関すること。
- ③自治会会員の名簿の作成に関すること。
- ④協力団体に関すること。
- ⑤県・市等の外部関係資料の配布に関すること。
県・市の公報配布に関すること。
- ⑥小・中学校 PTA 及び他町内会との連携に関すること。
- ⑦他の各部に属さないこと。

(2) 管理部

- ①会館・倉庫及び備品等の維持管理に関すること。
- ②会館放送設備の維持管理に関すること。
- ③自治会掲示板の保守管理に関すること。
- ④情報機器の維持管理に関すること。

(3) 広報部

- ①自治会ニュースの発行に関すること。
- ②自治会行事等の広報に関すること。

(4) 福祉厚生部

- ①会員の慶弔に関すること。
- ②助け合い運動（赤十字・共同及び助け合い募金）の取扱いに関すること。
- ③民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携に関すること。
- ④社会福祉協議会業務に関すること。

(5) 防災部

- ①防災に関する意識啓発、訓練等に関すること。
- ②防災用資機材・備品 および 備蓄品に関すること。
- ③高舟台自治会自主防災組織との連携に関すること。
- ④防災について行政・他団体との連携に関すること。
- ⑤その他防災・減災に関すること。

(6) 防犯部

- ①犯罪・交通事故等の情報を発信し注意喚起をすること。
- ②防犯・交通安全の意識啓発及びその活動に関すること。
- ③防犯・交通安全について行政・他団体との連携に関すること。
- ④その他防犯・交通安全に関すること。

(7) 環境衛生部

- ①ごみ集積場所の適正化と環境衛生に関すること。
- ②集積場所の適正利用と啓発に関すること。
- ③集団資源回収の推進並びに交付金申請に関すること。
- ④町内一斉大掃除に関すること。
- ⑤横浜市環境事業推進委員との連携に関すること。

(8) 文化部

- ①文化・娯楽的な行事の計画と実施に関すること。
- ②各サークルの（支援・育成と連絡調整、）活動に関すること。

(9) 保健体育部

- ①会員の安全衛生、健康管理等に関すること。
- ②関連団体との連携に関すること。

(10) 青少年部

- ①スポーツ、レクリエーションイベント等の計画と実施に関すること。
- ②関連団体との連携に関すること。
- ③子ども会活動に関すること。

2. 各部は関連するサークルの支援・育成を分担する。

【3】分担事項の変更

各部の業務分担事項の変更は、理事会の審議を経て地区長会で決める。

付 則

1. 平成 11 年 6 月 13 日 一部改正
2. 平成 13 年 4 月 22 日 一部改正
3. 平成 15 年 4 月 27 日 一部改正
4. 平成 17 年 1 月 15 日 一部改正
5. 平成 19 年 1 月 13 日 一部改正
6. 平成 29 年 5 月 1 日 一部改正
7. 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正